

乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則 B 編, C 編, 鋼船規則検査要領 B 編, CS 編である。なお、本改正は 2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則では、船舶に対し船側はしご (accommodation ladder) やギヤングウェイ (gangway) 等の乗降設備を備えることを要求している。また、乗降設備及び船側はしご用のウインチに関する詳細な要件が、乗降設備の構造及び検査等に関するガイドライン MSC.1/Circ.1331 に規定されている。本会はこれらの要件を既に本会規則に取入れている。

2022年11月に開催された IMO 第 106 回海上安全委員会 (MSC106) にて、乗降設備からの落下防止策として MSC.1/Circ.1331 で要求されている安全ネットについて、その設置作業は船員にとって安全リスクがあることが指摘された。また、十分な高さの手すりとサイドネットを用いることで乗降設備からの落下リスクを防止できるとの考えが示され、MSC.1/Circ.1331 の改正が提案された。

その後の議論により、十分な高さの手すり及びサイドネットの組合せによる落下防止策、関連の ISO 規格の適用に関する要件の更新及び追加の検査項目等を定めた MSC.1/Circ.1331 の改正が行われ、2025年6月に開催された IMO 第 110 回海上安全委員会 (MSC110) にて MSC.1/Circ.1331/Rev.1 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1331/Rev.1 に基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

船舶の乗降設備について、新たにサイドネットによる落下防止策について要件を規定した。また、乗降設備及び船側はしご用ウインチに関する ISO 規格について、最新版の適用に関する要件を加えた。

具体的な改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 C 編 14.14.1.1-2.(1)及び鋼船規則検査要領 CS 編 CS21.9.1-2.(1)
乗降設備及び船側はしご用ウインチに適用する ISO 規格について、表 1 に示すように ISO 規格の適用に関する要件を改めた。
- (2) 鋼船規則 C 編 14.14.1.1-2.(11), 図 14.14.1.1-1.及び鋼船規則検査要領 CS 編 CS21.9.1-2.(11)
乗降設備の落下防止手段として、従来の安全ネットに加えて手すり+サイドネットの組合せによることもできる旨加えた。
また、手すり及びサイドネットについて、次のように要件を規定した。
 - ・ 手すりは基部から上端までの高さを 1,000 mm 以上とする
 - ・ サイドネットは、上下のプラットホームを含む乗降設備の基部と手すりの間を塞ぐものとする
- (3) 鋼船規則 B 編表 B2.7
製造中登録検査における船側はしご用ウインチの検査について作動試験の基準は ISO 7364:1983, ISO 7364:2016 又は本会が適当と認める基準による旨改めた。
- (4) 鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.2-4.
年次検査における乗降設備の現状検査項目にサイドネット及びネットの固定点を加えた。

表1 乗降設備&船側はしご用ウインチに適用される ISO 規格

船舶の建造時期	乗降設備等の船舶への搭載・交換時期	適用する ISO 規格
2010年1月1日以降	2026年7月1日より前	ISO 5488:1979 「船側はしご」 ISO 7061:1993 「アルミニウム製ギャングウェイ」 ISO 7364:1983 「船側はしご用ウインチ」
	2026年7月1日以降	ISO 5488:2015 ISO 7061:2015 又は 2024 ISO 7364:2016
2010年1月1日より前*	2026年7月1日以降	以下の内、合理的かつ適用可能な規格 ISO 5488:1979 又は 2015 ISO 7061:1993, 2015 又は 2024 ISO 7364:1983 又は 2016

備考:

*:2010年1月1日より前に建造された船舶について、乗降設備を搭載していない場合及び2026年7月1日以降も交換しない場合には、ISO規格の適用は要求されない。